

議会名	所属会派	質問者	質問日	区分	答弁
H30. 2 定例	公明党	曾田 聡	3/8(木)	一般	部長

2 障害者就労支援事業所における就労支援について

昨年7月、倉敷市と高松市の障害者就労継続支援A型事業所が廃業し、約280人の方が仕事を失ったが、経営悪化がその理由とされている。

最初から補助金頼みの事業計画であり、平成29年4月の国の基準改正により、原則、賃金を自立支援給付費から支払うことが禁止され、基準を満たさない場合は経営改善に取り組むこととなった影響が大きい。

事業所では、営業力の強化や利用者の生産性の高い仕事のスキル等が求められるため、人材育成に時間がかかり、収益確保までタイムラグが発生するというジレンマに陥っている。また、仕事を通じて障がい者に社会適応に向けた最適な環境等を提供できる観点から、ソーシャルスキルトレーニングが大切で、事業所にそれを組み込めば、継続支援から移行支援、一般就労に結びつけることができるとも聞いた。

障がい者が自立して働ける環境を維持・継続するため、就労支援事業所における就労支援について、県はどのように取り組むのか伺う。

障害者就労支援事業所における就労支援についてのお尋ねにお答えします。

障害者にとっての就労は、経済的自立にとどまらず、生きがいや社会とのつながり、自己実現、地域での障害のない人との相互理解の促進などの観点からも重要です。

このため、県では、働く意欲のある障害者とその能力や適

性に応じて生き生きと働けるよう、企業での就労が困難な方に就労支援事業所等での働く場を提供する「福祉的就労」や、こうした事業所等から一般企業への就労移行に向けた訓練を行う「一般就労への移行」の支援を行っているところです。

まず、「福祉的就労」については、県では「県工賃向上計画」に基づき、経営改善等のための専門家の派遣やイベント等を活用した授産製品の販売会を行うとともに、障害者優先調達推進法に基づく物品や役務などの優先的な発注に取り組んでいます。

次に、「一般就労への移行」については、地域における支援体制を確立する観点から、県内6か所に設置された「障害者就業・生活支援センター」において就業面と生活面の相談支援を行っています。また、事業所の支援員等を対象に、一般就労後の定着支援策などの具体的なノウハウを習得するための研修会を開催し、支援力の向上を図っています。

さらに、本年4月から、一般就労した障害者の定着を促進するため、就職先や家族との連絡調整等を行い、生活面の課題解決をサポートする「就労定着支援」が新たなサービスとして創設されることから、県では事業所等に対し、この制度の周知を図っていくこととしています。

また、お示しのとおり、A型事業所については、昨年、国の補助金を賃金に流用することを禁止する等の基準改正が行われたことから、県では、事業所に対し、改正内容を徹底するとともに、すべての事業所において、利用者本人の意向や能力等を踏まえた個別支援計画の作成や、計画に基づく適切な就労支援が行なわれるよう、指導を強化してきたところです。

県としては、今後とも、障害者が積極的に社会参加し、地域で自立した生活ができるよう、市町や事業所等の関係機関

と密接に連携しながら、就労支援の一層の充実に努めてまいります。